

箕面市いじめ重大事態の発生件数についての分析

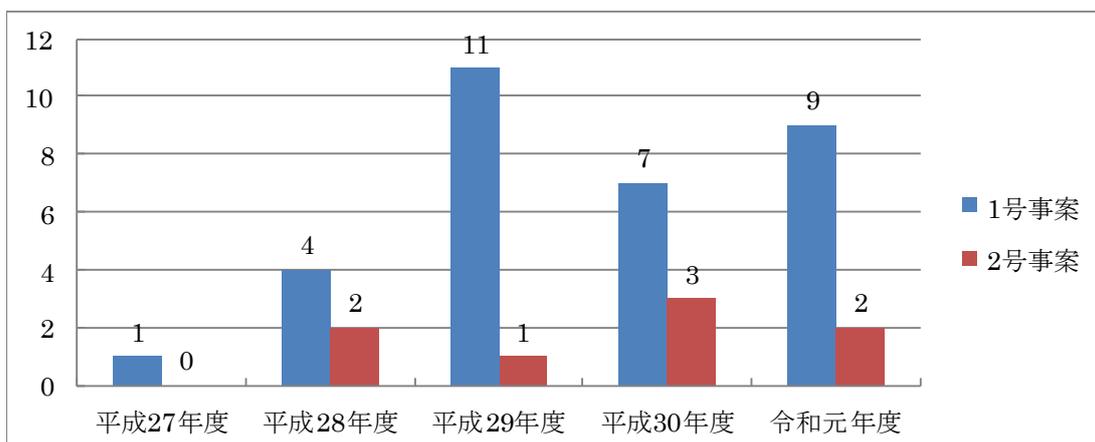
1 いじめ重大事態の判断基準

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（1号事案）
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（2号事案）
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ※不登校の定義（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」から）
- 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く）ことをいう。」
- その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

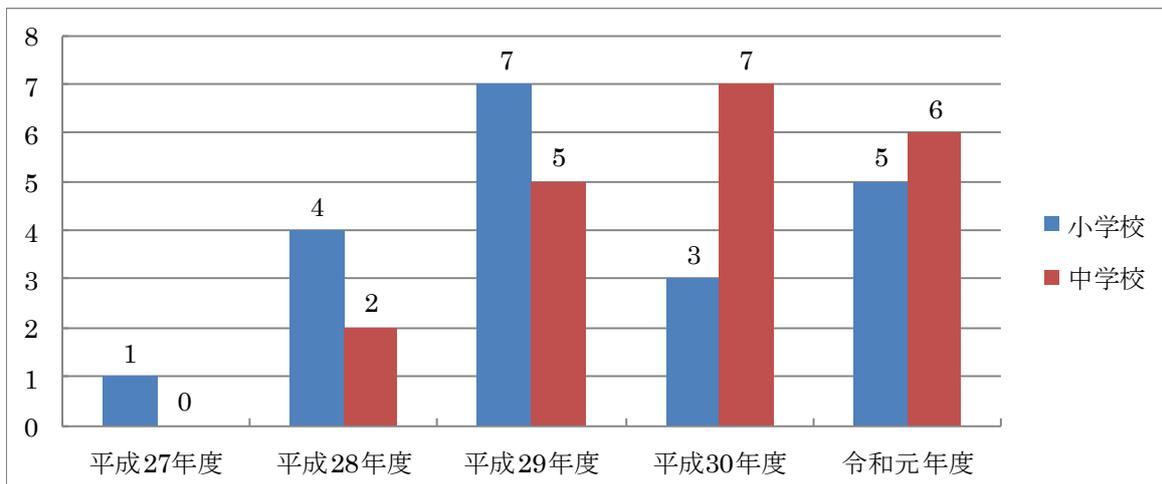
2 重大事態の発生件数の推移について

(1) 重大事態の判断基準別推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号事案	1	4	11	7	9
2号事案	0	2	1	3	2
合計	1	6	12	10	11

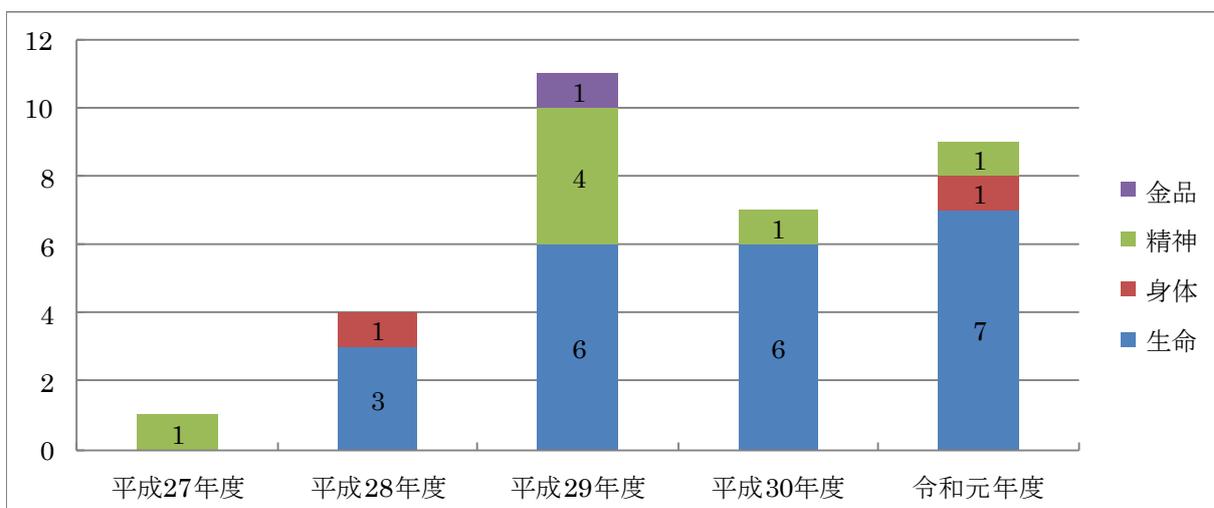


	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校	1	4	7	3	5
中学校	0	2	5	7	6
合計	1	6	12	10	11



(2) 重大事態 1 号事案の重大な事態の態様別推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童生徒が自殺を企図した場合	0	3	6	6	7
身体に重大な傷害を負った場合	0	1	0	0	1
精神性の疾患を発症した場合	1	0	4	1	1
金品等に重大な被害を被った場合	0	0	1	0	0
合計	1	4	11	7	9



- 3 令和元年度に発生したいじめ重大事態について
- ・発生件数は、2017年度(平成29年度)から大きな変化はない。
 - ・1号事案の態様別件数を見ると、児童生徒が自殺を企図した場合が一番多い。箕面市としては、自殺を企図した場合だけでなく、自死をほのめかす発言や記したものがあつた場合もいじめ重大事態の1号事案として対応している。
 - ・学校からのいじめ重大事態の発生報告は、報告書を用いてきちんとされるようになった。今後は、未然防止に力を入れる必要がある。
- 4 いじめ重大事態第三者調査委員会について
- ・2018年(平成30年)10月、箕面市内の中学校がいじめ事案を認知し、学校と教育委員会とで対応してきたが、2019年(令和元年)11月に被害生徒の保護者より、独立した第三者調査委員会を設置し、いじめの事実関係などの調査を行うよう要望があつた。
 - ・教育委員会は、当該いじめをいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、重大事態として調査が必要であると判断し、第三者調査委員会を設置した。
 - ・2020年(令和2年)6月末日現在、第三者調査委員会を5回実施している。

第1回	2020年(令和2年)3月12日(木)
第2回	2020年(令和2年)3月27日(金)
第3回	2020年(令和2年)5月22日(金)
第4回	2020年(令和2年)6月12日(金)
第5回	2020年(令和2年)6月19日(金)